

ご 挨拶

債権者各位

拝啓 本格的な夏の到来も間近となりゴルフ場の木々も緑濃くなって参りました。

さて、既に、当社ホームページ上においてご報告させて頂いている通り、平成25年5月13日、株式会社太平洋クラブ及びその子会社5社（以下「当社」といいます。）は、株式会社マルハンとの間で、スポンサー契約を締結致しました。債権者の皆様におかれましては、当社の更生手続及びスポンサー選定手続の遂行につき、ご理解・ご協力を頂きまして、誠にありがとうございます。なお、スポンサー契約締結の経緯及びスポンサー契約の概要につきましては、平成25年5月13日付け「スポンサー契約締結のお知らせ」を、株式会社マルハンからのご挨拶につきましては、同社作成のご挨拶文をご覧頂きたく存じます。

平成24年1月の民事再生手続開始に始まり、大変なご心配をおかけして参りましたが、当社は、株式会社マルハンのスポンサー就任を受け、より質の高いサービス及びコースコンディションが維持されることを通じ、早期の事業再生が実現すると共に、多くの会員・ゴルフ愛好家の皆様に愛される新しい太平洋クラブに生まれ変わるものと確信しております。

債権者の皆様におかれましては、これを機に改めて、より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

なお、スポンサー契約締結に伴い、当社は、更生計画案について債権者の皆様からご賛同を得て裁判所の認可決定を受けた場合、平成26年1月1日以降、太平洋アソシエーツ会員のみならず、太平洋クラブ会員を含む全会員の皆様から、年会費を徴収させて頂くこととなりますので、併せてご報告申し上げます（詳細は「スポンサー契約締結のお知らせ」4頁をご覧ください。）。

また、現在、一時再開している会員権譲渡（名義変更）につきましては、現在のところ、本年7月末日書類受付分までとさせて頂いているところではございますが、今般、本年8月30日書類受付分まで名義変更期間を延長することを決定致しました（なお、名義変更手数料は、7月末日までの水準の通り、通常料金から減額した金額となっております。また、今回以降に再度名義変更期間を延長する予定はなく、次回の名義変更の再開時期は未定です。）。

したがって、名義変更を希望される方におかれましては、本年8月30日までに、名義変更に必要な書類（譲渡人側書類・譲受人側書類の両方）を取り揃えて頂く必要がありますが、書類の不備等がある場合もございますので、できるだけ余裕をもって、名義変更に必要な書類を当社宛にご送付頂くようご準備をよろしくお願い申し上げます（目安と致しましては、名義変更期間末日の2週間前（8月16日ころ）までにご送付いただくと幸いです。）。

今後は、株式会社マルハンの支援のもと、債権者の皆様のご賛同を得られるような更生計画案を策定する所存でございます。なお、更生計画案の裁判所への提出期限は平成25年8月30日とされており、裁判所により、管財人提出の更生計画案を債権者の皆様等による決議に付する旨が決定された場合には、下記の日程にて、更生計画案等に関する説明会を開

催させて頂く予定です。

【債権者説明会日程（予定）】

平成25年9月22日（日） 午後1時～午後3時 於 日比谷公会堂（東京会場）

平成25年9月23日（月・祝日）午後1時～午後3時 於 御堂会館（大阪会場）

※ 会場のアクセス等の詳細につきましては、別途お知らせさせて頂く予定です。

今後も、当社の事業再生に最大限尽力して参る所存ですので、何卒、ご理解とご支援を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

敬具

平成25年7月

株式会社太平洋クラブ外5社
管財人 永 沢 徹

<本件に関するお問い合わせ先>

太平洋クラブ管財人室 0120-121-289